株式会社山王

証券コード：3441

第66回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時 2024年10月25日（金曜日）午前10時
（開場時間　午前９時）

開催場所 横浜市西区南幸二丁目16番28号
HOTEL THE KNOT YOKOHAMA
（ホテル ザ ノット ヨコハマ）
２階「KING & QUEEN」
（キング アンド クィーン）

議　　案
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

目　　次

第66回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類…… 5
事業報告…… 16
連結計算書類…… 35
計算書類…… 38
監査報告…… 41

株式会社山王

株主各位

証券コード　3441
2024年10月4日
横浜市港北区綱島東五丁目８番８号

株式会社山王
代表取締役社長　荒巻　拓也

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年10月24日（木曜日）午後５時30分までにお願い申しあげます。

敬具

記

1 日　　時	**2024年10月25日（金曜日）午前10時（開場時間　午前９時）**
2 場　　所	横浜市西区南幸二丁目16番28号 **HOTEL THE KNOT YOKOHAMA（ホテル ザ ノット ヨコハマ）** **2階「KING & QUEEN」（キング アンド クィーン）** （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	**報告事項** **1. 第66期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件** **2. 第66期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）計算書類の内容報告の件** **決議事項** **第１号議案　剰余金処分の件** **第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件** **第３号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件**
4 電子提供措置事項	本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。 当社ウェブサイト　https://www.sanno.co.jp/ （上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。） また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認くださいますようお願い申しあげます。 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス） https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show （上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名（山王）又は証券コード（3441）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

5 議決権行使についてのご案内	**3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。**
6 招集にあたっての決定事項	(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
  ①連結計算書類の連結注記表
  ②計算書類の個別注記表
- 本総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年10月25日（金曜日）
午前10時（開場時間　午前９時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年10月24日（木曜日）
午後５時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年10月24日（木曜日）
午後５時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

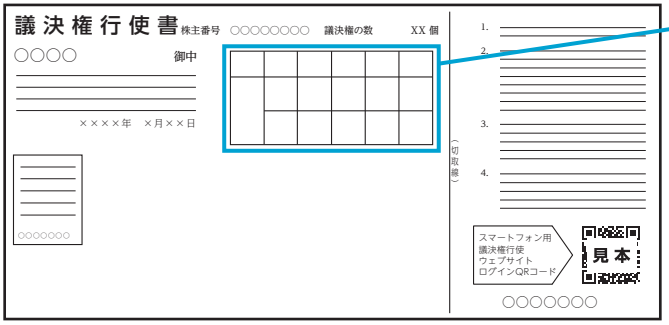

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- パソコンやスマートフォンのインターネットご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまの負担になります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

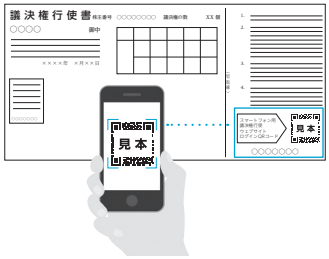

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

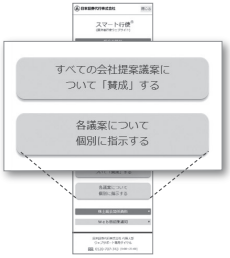

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://www.e-sokai.jp

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

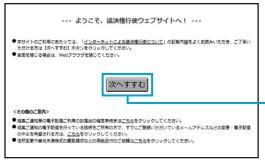

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

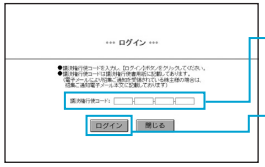

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

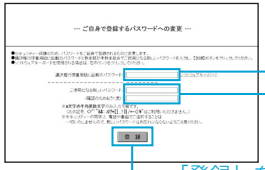

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

日本証券代行株式会社　代理人部　ウェブサポート専用ダイヤル
［電話］0120（707）743
受付時間　9:00～21:00（土曜、日曜、祝日も受付）

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金10円 配当総額 44,657,520円
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年10月28日

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員(6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	地　位	担　当	
1	三浦（みうら）　尚（ひさし）	取締役会長	—	再任
2	荒巻（あらまき）　拓也（たくや）	代表取締役社長	—	再任
3	井上（いのうえ）　哲也（てつや）	取締役	SPMC取締役社長	再任
4	浜口（はまぐち）　和雄（かずお）	取締役	—	再任
5	樋口（ひぐち）　雅信（まさのぶ）	取締役	東北事業部事業部長兼技術部部長	再任
6	井上（いのうえ）　治雄（はるお）	—	東北事業部副事業部長	新任
7	河面（こうも）　康大（やすひろ）	—	事業開発部部長兼東北事業部品質保証部部長	新任

候補者番号

1

三浦　尚（みうら　ひさし）（1955年３月30日生）

所有する当社の株式数……5,200株
在任年数……14年
取締役会出席状況……14/14回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

2008年１月　当社入社　総務部部長
2010年10月　当社取締役経営企画部部長
2014年10月　当社常務取締役営業本部本部長
2019年４月　当社代表取締役社長
2024年８月　当社取締役会長（現任）

[重要な兼職の状況]

Sanno Philippines Manufacturing Corporation 取締役、Sanno Land Corporation 取締役

取締役候補者とした理由

三浦尚氏は、当社事業全般における豊富な経験を有しており、組織全体の運営経験を有しているほか、国内外グループ経営において重要な役割を担い、業務全般における豊富な経験を有しております。これまで培ってきた豊富な経験や知見は、当社グループが企業価値向上を図る上で必要であると判断しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

荒巻　拓也（あらまき　たくや）（1980年10月26日生）

所有する当社の株式数……153,000株
在任年数……9年
取締役会出席状況……14/14回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

2003年４月　当社入社　営業部
2015年10月　当社取締役事業統括本部副本部長
2019年４月　当社常務取締役事業統括本部本部長
2020年８月　当社常務取締役東北事業部事業部長
2022年10月　当社専務取締役東北事業部事業部長兼営業部部長
2024年８月　当社代表取締役社長（現任）

[重要な兼職の状況]

―

取締役候補者とした理由

荒巻拓也氏は、代表取締役社長として当社グループ事業全般の業務執行の総括を務めており、当社ビジネスと経営全般にわたる豊富な経験と知識を有していることから、当社グループの経営を牽引し、持続的な成長と企業価値向上を実現するために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

井上　哲也（いのうえ　てつや）（1968年６月13日生）

所有する当社の株式数……4,000株
在任年数……7年
取締役会出席状況……14/14回

再任

［略歴、当社における地位及び担当］

1988年５月　当社入社　鈴川工場
2010年１月　当社鈴川工場工場長
2017年１月　当社事業統括本部副本部長兼東北工場工場長兼鈴川工場工場長兼秦野工場工場長
2017年10月　当社取締役事業統括本部副本部長兼横浜工場工場長
2020年12月　当社取締役、ＳＰＭＣ取締役社長（現任）

［重要な兼職の状況］

Sanno Philippines Manufacturing Corporation 取締役社長

取締役候補者とした理由

井上哲也氏は、製造部門等の責任者を歴任し海外子会社の社長として、当社グループの事業全般に携わり様々な業務に精通しております。当社グループの企業価値向上を図るには、これまで培ってきた豊富な経験や知見が必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

浜口　和雄（はまぐち　かずお）（1968年５月18日生）

所有する当社の株式数……6,300株
在任年数……7年
取締役会出席状況……14/14回

再任

［略歴、当社における地位及び担当］

1991年10月　当社入社　総務部
2014年10月　当社経理部部長
2015年10月　当社管理本部副本部長兼経理部部長
2017年10月　当社取締役管理本部本部長兼総務部部長兼経理部部長
2023年９月　当社取締役（現任）

［重要な兼職の状況］

－

取締役候補者とした理由

浜口和雄氏は、管理部門等の責任者を歴任し、当社グループの事業全般に携わり様々な業務に精通しております。当社グループの企業価値向上を図るには、これまで培ってきた豊富な経験や知見が必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

再任

樋口　雅信（ひぐち　まさのぶ）（1974年6月4日生）

所有する当社の株式数……800株
在任年数……3年
取締役会出席状況……14/14回

[略歴、当社における地位及び担当]

1999年 4 月　当社入社　横浜工場
2016年 9 月　当社技術部部長
2021年10月　当社取締役技術部部長兼東北事業部生産技術部部長
2023年 9 月　当社取締役東北事業部副事業部長兼技術部部長兼東北事業部品質保証部部長
2024年 8 月　当社取締役東北事業部事業部長兼技術部部長（現任）

[重要な兼職の状況]

－

取締役候補者とした理由

樋口雅信氏は、技術部門等の責任者を歴任し、当社グループの事業全般に携わり様々な業務に精通しております。当社グループの企業価値向上を図るには、これまで培ってきた豊富な経験や知見が必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

新任

井上　治雄（いのうえ　はるお）（1967年2月24日生）

所有する当社の株式数……0株
在任年数……－年
取締役会出席状況……－回

[略歴、当社における地位及び担当]

1990年 8 月　株式会社市村製作所入社
2021年 5 月　当社入社　東北事業部
2022年 6 月　当社東北事業部東北総務部部長
2023年 9 月　当社東北事業部プレス製造部部長兼技術部秦野プレス技術センターセンター長
2024年 8 月　当社東北事業部副事業部長（現任）

[重要な兼職の状況]

－

取締役候補者とした理由

井上治雄氏は、プレス部門において豊富な知識と経験を有しており、当社グループの持続的な成長と企業価値向上を実現するために適切な人材であると判断し、新任の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

新任

河面　康大（こうも　やすひろ）（1974年11月21日生）

所有する当社の株式数……0株
在任年数……－年
取締役会出席状況……－回

［略歴、当社における地位及び担当］

1997年４月　当社入社　製作本部
2010年６月　当社技術部
2016年１月　当社鈴川工場工場長
2017年２月　ＳＰＭＣ社長
2020年３月　当社事業開発部部長
2021年８月　当社事業開発部部長兼バレル製造部部長
2023年１月　当社事業開発部部長兼技術部鈴川技術センターセンター長
2024年８月　当社事業開発部部長兼東北事業部品質保証部部長（現任）

［重要な兼職の状況］

－

取締役候補者とした理由

河面康大氏は、事業開発部門また海外子会社を含む製造部門等の責任者を歴任し、当社グループの事業全般に携わり様々な業務に精通しております。当社グループの企業価値向上を図るには、これまで培ってきた豊富な経験や知見が必要であると判断し、新任の取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 1　各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2　当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

第3号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2015年10月28日開催の当社第57回定時株主総会において、年額300,000千円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30,000千円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告25頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、後述の（ご参考：取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1．譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終

値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記３．に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

２．譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数45,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

３．譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

（１）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

（２）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当

社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

（ご参考：取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項）

イ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、取締役会にて決議しております。具体的には、固定の月額報酬と業績連動の役員賞与及び譲渡制限付株式報酬により構成し、株主総会決議により定められた報酬限度額の範囲内で支払うこととします。

当社の監査等委員である取締役の報酬は、固定の月額報酬のみで構成し、株主総会決議により定められた報酬限度額の範囲内で支払うこととします。

ロ．基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、固定の月額報酬とし、役位、職責に応じて当社の業績、当社と同程度の事業規模や関連する業種に属する企業をベンチマークとして、社外取締役を中心として構成される監査等委員会の意見を踏まえ決定いたします。

ハ．業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、連結業績及び配当方針等を考慮し算定することとし、業績への貢献が報酬へ反映されるよう基本的に親会社株主に帰属する当期純利益を当該報酬に係わる業績指標とし、各事業年度の目標値に対する達成度合いに応じて毎年一定の時期に支給します。目標となる業績指標は、予算策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて取締役会で見直しを行うものとします。

二．譲渡制限付株式報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬は、中長期的な業績及び企業価値の向上を図るため、株主総会において決議された限度額及び上限割当数の範囲で譲渡制限付株式を交付します。

ホ．基本報酬及び業績連動報酬等の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、連結業績及び配当方針等を考慮し算定することとし、業績への貢献が報酬へ反映されるよう基本的に親会社株主に帰属する当期純利益を当該報酬に係わる業績指標とし業績連動報酬等の割合に関する案を執行側で作成し、社外取締役を中心として構成される監査等委員会の意見を踏まえて決定することとします。

ヘ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当業務の業績を踏まえた賞与及び譲渡制限付株式報酬の評価配分とします。委任を受けた代表取締役社長　荒巻　拓也は、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役を中心として構成される監査等委員会の意見を踏まえ、決定することとします。

なお、会社事業運営を総括している代表取締役に委任することが適切な判断につながるという理由により、当該事業年度に係る個人別の報酬等について、月額報酬については前頁ロの方針、賞与については前頁ハの方針に従い決定することを前提に取締役会が代表取締役に一任し決定していることから、取締役会は当該報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

（ご参考）本総会終了後の取締役及び監査等委員のスキル・マトリックス

第2号議案が原案通り承認可決された場合、取締役及び監査等委員のスキル・マトリックスは、以下のとおりとなります。

役職名	氏　名	企業経営	グローバル	会計・ファイナンス	法務・コンプライアンス	技術・製造	営業・マーケティング	人材開発・人事	ｻｽﾃﾅﾋﾞﾘﾃｨ (ESG)
取締役会長	三浦　尚	●	●	●				●	
代表取締役社長	荒巻　拓也	●	●			●	●		●
取締役	井上　哲也	●	●			●			
取締役	浜口　和雄			●	●			●	
取締役	樋口　雅信					●	●		●
取締役	井上　治雄	●				●	●	●	
取締役	河面　康大	●	●			●			
取締役常勤監査等委員	渡邊　和久		●		●		●		
社外取締役監査等委員	肥後　治樹			●	●				
社外取締役監査等委員	神尾　諭	●		●	●				

※各取締役の有するスキルの主なものを記載しており、すべての知見や経験を表すものではありません。

各スキルの定義

スキル項目	スキルの定義
企業経営	経営トップとしての知見と経験
グローバル	国際情勢や海外事業に関する知見と経験
会計・ファイナンス	会計・ファイナンスに関する知見と経験
法務・コンプライアンス	法務・コンプライアンスに関する知見と経験
技術・製造	技術・製造に関する知見と経験
営業・マーケティング	営業・マーケティングに関する知見と経験
人材開発・人事	人材開発・人事・労務等の人材戦略に関する知見と経験
サステナビリティ（ESG）	環境保護や社会貢献等に関する知見と経験

以上

事業報告 （2023年8月1日から2024年7月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（1） 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済におきましては、欧州においては製造業を中心に景気に足踏みがみられ、アメリカ経済においてもインフレ懸念、金融不安が継続し資源価格高騰等により物価が上昇しているだけでなく、不動産市場の低迷等により中国経済が一段と下振れするリスクや中東地域をめぐる情勢についても影響が懸念される状況にあります。

わが国経済におきましても、個人消費やインバウンド需要の回復により非製造業や自動車市場での景況感は改善しましたが、輸出や設備投資の持ち直しの動きは鈍いなど、先行き不透明な状況にあります。

当社グループが属する電子工業界では、自動車市場が半導体供給不足の解消により堅調に推移しましたが、産業機器向け分野や民生用機器向け分野を中心に在庫調整等の影響を受け需要が大きく落ち込んでおります。通信市場においては底打ち感がみられるものの当連結会計年度は総じて低迷が続く厳しい市場環境にありました。

このような状況のもと当社グループは、微細めっき技術の追求等による品質向上や、製造工程の自動化、生産性向上に積極的に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は8,802百万円（前連結会計年度比8.0％減）、営業利益は232百万円（前連結会計年度比13.3%増）、経常利益は363百万円（前連結会計年度比51.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は312百万円（前連結会計年度比103.0%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は186百万円であります。国内では、東北事業部での新ライン建設を中心に161百万円の投資を行いました。また海外子会社では、Sanno Philippines Manufacturing Corporationが25百万円投資いたしました。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分		第63期 (2021年7月期)	第64期 (2022年7月期)	第65期 (2023年7月期)	第66期 (当連結会計年度) (2024年7月期)
売上高	(千円)	8,051,626	9,453,992	9,563,481	8,802,115
経常利益	(千円)	243,804	507,728	239,853	363,078
当期純利益	(千円)	966,134	355,751	154,064	312,749
1株当たり当期純利益	(円)	209.31	77.07	33.38	68.41
総資産額	(千円)	10,710,532	11,617,626	11,608,074	12,054,504
純資産額	(千円)	5,027,272	5,621,693	5,946,884	6,419,533
1株当たり純資産額	(円)	1,089.14	1,217.94	1,288.39	1,437.50

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分		第63期 (2021年7月期)	第64期 (2022年7月期)	第65期 (2023年7月期)	第66期 (当事業年度) (2024年7月期)
売上高	(千円)	6,334,173	7,860,564	7,575,853	5,898,668
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	193,022	438,054	141,567	△28,242
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	633,804	488,895	84,133	△40,915
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	(円)	137.31	105.92	18.23	△8.95
総資産額	(千円)	10,435,264	11,122,439	10,837,592	10,495,048
純資産額	(千円)	4,826,032	5,216,888	5,270,058	5,051,951
1株当たり純資産額	(円)	1,045.54	1,130.24	1,141.76	1,131.27

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3)重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金（千米ドル）	当社の出資（議決権）比率（%）	主要な事業内容
Sanno Philippines Manufacturing Corporation	18,560	99.9	電子機構部品（コネクタ、スイッチ、ICソケット等）の貴金属表面処理加工

(4)対処すべき課題

当社グループが属する電子工業界におきましては、自動車向け分野の電子部品需要は引き続き堅調であり、民生用機器向け分野の回復や通信向け分野での次世代高速通信開発など、中長期的な成長が期待されております。このような状況のもと当社グループは、受注拡大、収益改善、生産設備拡充、カーボンニュートラルに向けた取り組み、工場増強、働く環境整備、人事・教育強化を主要戦略として掲げ、当社グループ一丸で推進してまいります。また今後の成長領域と考える自動車向け分野、通信向け分野、産業機器向け分野への設備投資を継続し、安定した収益基盤の確保に加え、新規の事業領域を開拓することで、経営体質強化に向けた取り組みを行ってまいります。

当社グループは、グローバル社会における様々な課題解決への貢献が不可欠と認識し、カーボンニュートラル実現に向けた取り組みの一環として、再生可能エネルギーの導入を推進しています。2023年度に東北事業部に太陽光パネル、蓄電池システムを設置し、エネルギーマネジメントシステムを導入致しました。また、CO_2を排出しない発電方法による非化石電源の活用も併せて行うことで、東北事業部において再生エネルギー100％を達成しました。国際的な基準であるGHGプロトコルにてScope１、２の算定を完了し、2024年度はScope３の算出にも取り組んでまいります。2030年には、排出量50％削減を目指して、カーボンニュートラル達成への取り組みを続けてまいります。

今後とも株主の皆さまには、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りたく、よろしくお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容 (2024年7月31日現在)

当社グループは、電子機構部品（コネクタ、スイッチ、ICソケット等）の貴金属表面処理加工及び精密プレス加工を主な事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年7月31日現在)

① 当社の主要な事業所及び工場

名　　称	所　在　地
本　　社	神奈川県横浜市
東北事業部	福島県郡山市
鈴川技術センター	神奈川県伊勢原市
秦野プレス技術センター	神奈川県秦野市

② 子会社の事業所

名　　称	所　在　地
Sanno Philippines Manufacturing Corporation	フィリピン共和国 カビテ州

(7) 使用人の状況 (2024年7月31日現在)

① 企業集団の使用人数

使用人数	前連結会計年度末比増減
371（99）名	△18（△31）名

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を（　）外数で記載しております。

② 当社の使用人数

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
279（10）名	△14（△21）名	40.1歳	12.5年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を（　）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年７月31日現在)

借入先	借入額（百万円）
株式会社りそな銀行	2,215
株式会社三菱UFJ銀行	1,199
株式会社商工組合中央金庫	570

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 会社の株式に関する事項 (2024年７月31日現在)

① 発行可能株式総数　17,600,000株

② 発行済株式の総数　5,000,000株

(自己株式数534,248株を含む。)

③ 株主数　4,004名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
荒巻芳幸	739,480	16.56
有限会社山旺商事	528,000	11.82
山王貴金属株式会社	209,700	4.70
荒巻拓也	153,000	3.43
株式会社りそな銀行	144,000	3.22
荒巻喜代子	124,140	2.78
住友生命保険相互会社	100,000	2.24
荒巻典之	73,000	1.63
株式会社山王従業員持株会	63,660	1.43
鈴木明和	61,500	1.38

(注) 1．当社は自己株式534,248株を保有していますが、上記大株主からは除いております。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年３月14日開催の取締役会において、会社法第459条第１項及び当社定款37条の規定に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	150,000株
株式の取価額の総額	135,051,300円
取得期間	2024年３月15日～2024年6月19日
取得方法	東京証券取引所における市場買付（証券会社による投資一任方式、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付を含む）

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項 (2024年7月31日現在)

① 取締役の状況

会社における地位	氏名	担当
取締役会長	甲山文成	
代表取締役社長	三浦　尚	(IR担当、内部監査室、事業開発部管掌)
専務取締役	荒巻拓也	東北事業部事業部長(東北事業部、営業部、事業企画部管掌)
取締役	井上哲也	ＳＰＭＣ取締役社長(海外管掌)
取締役	浜口和雄	(情報開示・購買担当、総務部、経理部、バレル製造部管掌)
取締役	樋口雅信	東北事業部副事業部長兼技術部部長(品質・環境担当、技術部、品質保証部、東北事業部副管掌)
取締役	渡邊和久	常勤監査等委員
社外取締役	肥後治樹	非常勤監査等委員
社外取締役	神尾　諭	非常勤監査等委員

なお、重要な兼職の状況については、②をご参照ください。

(注) 1. 取締役(監査等委員)肥後治樹氏及び取締役(監査等委員)神尾　諭氏は、社外取締役であります。
なお、当社は、肥後治樹氏及び神尾　諭氏を東京証券取引所に「独立役員」として届出を行っております。

2. 社外取締役(監査等委員)肥後治樹氏は、会社の経営に関与されたことはありませんが、長年にわたり、国税業務の要職を歴任し、企業財務・税務分野での豊富な知識・業務経験を有しております。
また、社外取締役(監査等委員)神尾　諭氏は、金融機関において長年にわたり、支店長等の要職を歴任し、豊富な業務経験を通して財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、渡邊和久氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位の異動状況は次のとおりであります。

氏名	新	旧
三浦　尚	取締役会長	代表取締役社長
荒巻　拓也	代表取締役社長	専務取締役
甲山　文成	取締役相談役	取締役会長

② 重要な兼職の状況

区分	氏名	兼務する他の法人等	兼務の内容
取締役	甲山文成	Sanno Philippines Manufacturing Corporation	取締役
		Sanno Land Corporation	取締役
	三浦尚	Sanno Philippines Manufacturing Corporation	取締役
		Sanno Land Corporation	取締役
	井上哲也	Sanno Philippines Manufacturing Corporation	取締役社長
	肥後治樹	学校法人 亜細亜学園 亜細亜大学	法学部教授
	神尾諭	川岸工業株式会社	独立社外取締役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき非業務執行取締役である、渡邊和久氏、肥後治樹氏、神尾諭氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約に関する内容の概要等

当社は保険会社との間で取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約では被保険者が、当該保険契約期間中における職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により保険会社が補填するものであり、1年毎に更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

⑤ 取締役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額（千円）	報酬等の額（千円）		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役（監査等委員を除く）	6名	122,424	122,424	－	－
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	23,040 (9,600)	23,040 (9,600)	－ (－)	－ (－)
合計 （うち社外取締役）	9名 (2名)	145,464 (9,600)	145,464 (9,600)	－ (－)	－ (－)

⑥ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬限度額は、2015年10月28日開催の第57回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年10月28日開催の第57回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、取締役会にて決議しております。具体的には、固定の月額報酬と業績連動の役員賞与により構成し、株主総会決議により定められた報酬限度額の範囲内で支払うこととします。

当社の監査等委員である取締役の報酬は、固定の月額報酬のみで構成し、株主総会決議により定められた報酬限度額の範囲内で支払うこととします。

ロ．基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、固定の月額報酬とし、役位、職責に応じて当社の業績、当社と同程度の事業規模や関連する業種に属する企業をベンチマークとして、社外取締役を中心として構成される監査等委員会の意見を踏まえ決定いたします。

ハ．業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、連結業績及び配当方針等を考慮し算定することとし、業績への貢献が報酬へ反映されるよう基本的に親会社株主に帰属する当期純利益を当該報酬に係わる業績指標とし、各事業年度の目標値に対する達成度合いに応じて毎年一定の時期に支給します。目標となる業績指標は、予算策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて取締役会で見直しを行うものとします。

当該期における業績連動報酬は、当該期の売上高8,802百万円、営業利益232百万円、経常利益363百万円、親会社株主に帰属する当期純利益312百万円となり、利益を確保することができましたが、現在の経営環境を鑑み、また上記方針を照らし合わせて総合的に勘案した結果、当該期における業績連動報酬等の支給を見送ることといたしました。

二．基本報酬及び業績連動報酬等の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、連結業績及び配当方針等を考慮し算定することとし、業績への貢献が報酬へ反映されるよう基本的に親会社株主に帰属する当期純利益を当該報酬に係わる業績指標とし業績連動報酬等の割合に関する案を執行側で作成し、社外取締役を中心として構成される監査等委員会の意見を踏まえて決定することとします。

ホ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当業務の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。委任を受けた代表取締役社長　三浦　尚（IR担当、内部監査室、事業開発部管掌）は、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役を中心として構成される監査等委員会の意見を踏まえ、決定することとします。

なお、会社事業運営を総括している代表取締役に委任することが適切な判断につながるという理由により、当該事業年度に係る個人別の報酬等について、月額報酬については前頁ロの方針、賞与については上記ハの方針に従い決定することを前提に取締役会が代表取締役に一任し決定していることから、取締役会は当該報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑧ 社外役員に関する事項

イ．重要な兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

社外取締役監査等委員　肥後治樹氏は、学校法人 亜細亜学園 亜細亜大学 法学部教授を兼職いたしておりますが、当社と学校法人 亜細亜学園 亜細亜大学との間におきまして取引関係はございません。

社外取締役監査等委員　神尾　諭氏は、川岸工業株式会社　独立社外取締役を兼職いたしておりますが、当社と川岸工業株式会社との間におきまして取引関係はございません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 監査等委員	肥後治樹	当該事業年度に開催された取締役会14回全て、監査等委員会15回全てに出席いたしました。あらゆる場面（取締役会、監査等委員会、経営会議を含む）において、国税業務の経験を活かし、企業財務・税務分野の豊富な経験・知識により、その意思決定の妥当性・適正性を確保する観点から適宜必要な発言・提言等を行い、監査結果については意見交換・重要事項の協議等を行っています。その他、重要な会議にも適宜出席し、助言・提言を行っています。今後も専門的知識に基づき、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保する観点から適宜必要な質問・提言等を行うことを期待しております。
社外取締役 監査等委員	神尾　諭	当該事業年度に開催された取締役会14回全て、監査等委員会15回全てに出席いたしました。あらゆる場面（取締役会、監査等委員会、経営会議を含む）において、金融業務の経験を活かし、財務・会計分野の豊富な経験・知識により、その意思決定の妥当性・適正性を確保する観点から適宜必要な発言・提言等を行い、監査結果については意見交換・重要事項の協議等を行っています。その他、重要な会議にも適宜出席し、助言・提言を行っています。今後も専門的知識に基づき、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保する観点から適宜必要な質問・提言等を行うことを期待しております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

イ．当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	41,300千円
ロ．当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,300千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人等の監査を受けております。

3. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由
当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）についての当社取締役会における決定内容の概要は次のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社及び当社子会社の取締役ならびに使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として、企業倫理方針をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を策定しております。

ロ. コンプライアンス体制の徹底をはかるため、総務部管掌取締役をコンプライアンス担当役員とし、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するとともに、同部を中心に当社及び当社子会社の取締役ならびに使用人に対し教育・研修等を行っております。

ハ. 監査等委員会は内部統制システムの機能と有効性を監視・検証するとともに、取締役の違法行為を是正・防止するため、取締役の職務執行に関する意思決定の適法性を監視・検証し、監査の実効性の確保に努めております。

ニ. 内部監査室は社長直轄機関とし、コンプライアンスの状況を監査し、社長に報告するとともに、随時、監査等委員会に対しても報告しております。

ホ. 当社及び当社子会社における法令上疑義のある行為や不正行為等について当社及び当社子会社の使用人が直接情報提供を行う手段として、総務部主管で、社の内外にホットラインを設置し、運営しております。

ヘ. 当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、警察、顧問弁護士等専門機関との連携に努め、全社を挙げて毅然とした態度で組織的に対応しております。

ト. 当社は、「金融商品取引法」の定めに基づく財務報告の信頼性と適正性を確保するため、「金融商品取引法に基づく内部統制基本規程」を制定するとともに、当社及び当社子会社に関する内部統制システムを整備して適正な運用に努め、それを評価するための体制を構築しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務執行に係る情報を、「文書保管及び廃棄に関する規程」に基づき、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、安全かつ検索性の高い状態で保存・管理しております。

ロ．取締役は、「文書保管及び廃棄に関する規程」の定めに従い、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社及び当社子会社の業務執行に伴う様々なリスクを認識し、リスク発生を未然に防止する予防体制の強化とリスク発生時の損失極小化に向けた対応をはかるため、当社子会社を含む全社的な「リスク管理規程」を策定するとともに、総務部管掌取締役の統括の下で、各リスクの所管部門において、ガイドラインの制定、教育・研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行っております。

ロ．当社総務部は、全社的リスク状況の監視及び全社的対応を行っております。

ハ．新たに生じたリスクについては、当社取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めております。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、取締役会において適切かつ効率的な審議及び意思決定が行われるよう、「取締役会規程」や「決裁権限規程」の改訂・整備を行うとともに、重要な日常業務の報告・意見交換を目的として設置した経営会議を通して、当社の経営方針・諸施策の迅速かつ的確な周知徹底をはかることにより経営活動の効率化と実効性を高めております。

ロ．当社は、各取締役の担当分野における業務執行内容を明確にし、各取締役は自己の担当に関する業務目標の達成を通じて、全社的な経営目標の達成に努めます。取締役会はその目標達成の程度につき、ITを活用して定期的にレビューの上、各取締役に改善を促し、全社的な目標の達成を効率的に実現しております。

ハ．当社は、「組織規程」、取締役及び使用人の「業務分掌規程」、「決裁権限規程」、「稟議規程」、「関係会社規程」等を制定するとともに適宜改訂を行い、当社子会社を含めて、効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ．当社が定める「関係会社規程」において、当社子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けております。

ロ．当社は、月1回、当社取締役及び部門長、当社子会社社長、室長が出席する経営会議を開催し、当社子会社において重要な事象が発生した場合に関し当該会議における報告を義務付けております。

⑥ その他当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社子会社の管理は海外管掌取締役が担当し、「関係会社規程」を整備して、当社子会社のコンプライアンス体制、リスク管理体制を構築・推進するとともに、総務部はこれを支援しております。

ロ．当社監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と連携し、当社子会社の業務執行の適正確保の観点から監査を行っております。

ハ．適正なグループ経営を推進するため、当社及び当社子会社における情報の一元化・共有化をはかり、報告・指示・要請の伝達等が適時・的確に行われる体制を構築しております。

⑦ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社監査等委員会は、内部監査室または総務部・経理部所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。

⑧ 前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．当社監査等委員会により監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その指示・命令に関して、業務執行取締役、所属上長等の指揮命令を受けないものとし、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わなければならないものとしております。

ロ．当社は内部規程において、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨、及び、当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象になる旨を明記しております。

⑨ 当社の監査等委員会へ報告をするための体制

イ．当社の取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告することとしております。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査等委員会との協議により決定しております。

ロ. 当社及び当社子会社の役職員は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行っております。

ハ. 当社の役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、これを発見次第、直ちに監査等委員会に報告を行っております。

ニ. 当社内部監査室、総務部・経理部は、定期的に当社監査等委員会に対する報告会を実施し、当社及び当社子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告しております。

ホ. 当社及び当社子会社の内部監査通報制度の担当部署は、当社及び当社子会社の役職員からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して報告しております。

⑩ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 当社及び当社子会社は、監査等委員会へ報告を行った当社及び当社子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の役職員に周知徹底しております。

ロ. 当社及び当社子会社は、「コンプライアンス相談通報窓口規程」において、当社及び当社子会社の役職員が監査等委員会に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇その他不利益取扱いの禁止を明記しております。

⑪ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

イ. 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとしております。

ロ. 監査等委員が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員のための顧問とすることを求めた場合、当社は、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担するものとしております。

ハ. 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けております。

⑫ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査等委員会による取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの個別ヒアリングの機会を随時設けるとともに、監査等委員会は、代表取締役社長、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、内部監査室及び会計監査人との間で定期的に意見交換しております。

運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は次のとおりであります。

① 重要な会議の開催状況

当期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）における主な会議の開催状況は、次のとおりであります。

取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が常時出席いたしました。その他、経営会議は12回開催され当社及び当社子会社の経営状況や課題などの報告を受けました。加えて、リスク・コンプライアンス委員会を4回開催し、当社各部門及び当社子会社のリスク及びコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の検討を行いました。

② 監査等委員会の職務の執行について

監査等委員会は、監査計画に従って当社及び当社子会社の監査を実施するとともに、経営判断や業務執行の適法性・相当性・効率性等を検証・確認するため取締役会・経営会議等の重要な会議に出席するとともに、代表取締役を含む業務執行取締役や使用人との定期的な面談を行って内部統制システムの構築・運用状況の報告や説明を求めました。

さらに、内部監査部門や会計監査人と定期的な会合を行い、積極的な連携をはかりました。

③ 内部監査の実施

内部監査室は、年間の監査計画に基づき、当社全部門及び当社子会社の内部監査を行うとともに、監査等委員会への定期的な報告を実施いたしました。

④ 財務報告に係る内部統制について

当社及び当社子会社の全社統制、業務プロセス統制、IT統制、決算財務統制の整備と運用状況の評価を実施いたしました。

⑤ 反社会的勢力排除について

契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを総務部を中心に継続的に実施いたしました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分につきましては、今後の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実施していくことを基本方針としております。

当期末の配当金については上記の基本方針を踏まえ、当社業績及び今後の経営環境を総合的に勘案いたしまして、前記の株主総会参考書類５頁に記載しております、第１号議案にご提案のとおり、１株当たり10円とさせていただきたいと存じます。

・１株当たりの配当金	10円
・配当金の総額	44,657,520円
・効力発生日	2024年10月28日

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2024年7月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**8,238,908**
現金及び預金	3,901,078
受取手形	439,178
売掛金	1,742,061
製品	179,830
原材料及び貯蔵品	1,790,753
その他	186,006
固定資産	**3,815,595**
有形固定資産	**3,148,501**
建物及び構築物	429,819
機械装置及び運搬具	601,748
土地	1,226,410
リース資産	212,981
建設仮勘定	539,974
その他	137,566
無形固定資産	**147,300**
投資その他の資産	**519,794**
投資有価証券	358,207
繰延税金資産	847
その他	160,739
資産合計	**12,054,504**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**4,020,332**
支払手形及び買掛金	364,053
短期借入金	2,520,000
1年内返済予定の長期借入金	346,148
リース債務	70,692
未払法人税等	19,856
その他	699,582
固定負債	**1,614,638**
長期借入金	1,119,350
リース債務	199,815
退職給付に係る負債	175,456
繰延税金負債	1,795
その他	118,220
負債合計	**5,634,970**
純資産の部	
株主資本	**5,333,445**
資本金	**962,200**
資本剰余金	**870,620**
利益剰余金	**3,761,183**
自己株式	**△260,558**
その他の包括利益累計額	**1,086,088**
その他有価証券評価差額金	**68,525**
為替換算調整勘定	**1,012,211**
退職給付に係る調整累計額	**5,350**
純資産合計	**6,419,533**
負債純資産合計	**12,054,504**

連結損益計算書（2023年8月1日から2024年7月31日まで）

(単位：千円)

科目	金額
売上高	**8,802,115**
売上原価	**7,359,687**
売上総利益	**1,442,428**
販売費及び一般管理費	**1,209,436**
営業利益	**232,991**
営業外収益	**200,954**
受取利息	40,637
受取配当金	6,739
受取賃貸料	5,450
為替差益	2,921
補助金収入	122,702
その他	22,503
営業外費用	**70,867**
支払利息	43,196
支払手数料	1,999
損害賠償損失	11,436
その他	14,234
経常利益	**363,078**
特別利益	**12,047**
投資有価証券売却益	8,664
固定資産売却益	3,382
特別損失	**20,074**
固定資産除却損	20,074
税金等調整前当期純利益	**355,051**
法人税、住民税及び事業税	46,553
法人税等調整額	△4,251
当期純利益	**312,749**
親会社株主に帰属する当期純利益	**312,749**

連結株主資本等変動計算書（2023年8月1日から2024年7月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	962,200	870,620	3,494,592	△125,507	5,201,905
当期変動額					
剰余金の配当			△46,157		△46,157
親会社株主に帰属する当期純利益			312,749		312,749
自己株式の取得				△135,051	△135,051
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	–	–	266,591	△135,051	131,540
当期末残高	962,200	870,620	3,761,183	△260,558	5,333,445

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	64,509	681,016	△546	744,979	5,946,884
当期変動額					
剰余金の配当					△46,157
親会社株主に帰属する当期純利益					312,749
自己株式の取得					△135,051
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,016	331,195	5,896	341,108	341,108
当期変動額合計	4,016	331,195	5,896	341,108	472,649
当期末残高	68,525	1,012,211	5,350	1,086,088	6,419,533

計算書類

貸借対照表（2024年7月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動負債	**5,056,695**
現金及び預金	1,873,145
受取手形	439,178
売掛金	1,231,877
製品	167,930
原材料及び貯蔵品	1,227,013
前払費用	58,413
その他	59,137
固定資産	**5,438,352**
有形固定資産	**2,950,213**
建物	399,294
構築物	5,908
機械及び装置	506,010
車両運搬具	5,956
工具、器具及び備品	58,528
土地	1,226,410
リース資産	212,981
建設仮勘定	535,123
無形固定資産	**135,878**
ソフトウエア	45,446
その他	90,431
投資その他の資産	**2,352,260**
投資有価証券	254,216
関係会社株式	1,959,829
保険積立金	98,716
繰延税金資産	701
その他	38,796
資産合計	**10,495,048**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**3,830,486**
支払手形	120,791
買掛金	137,860
短期借入金	2,520,000
1年内返済予定の長期借入金	346,148
リース債務	70,692
未払金	271,399
未払費用	229,450
未払法人税等	9,957
預り金	17,782
その他	106,403
固定負債	**1,612,609**
長期借入金	1,119,350
リース債務	199,815
退職給付引当金	175,223
資産除去債務	30,586
その他	87,634
負債合計	**5,443,096**
純資産の部	
株主資本	**4,983,425**
資本金	**962,200**
資本剰余金	**870,620**
資本準備金	870,620
利益剰余金	**3,411,164**
利益準備金	28,178
その他利益剰余金	3,382,986
繰越利益剰余金	3,382,986
自己株式	**△260,558**
評価・換算差額等	**68,525**
その他有価証券評価差額金	68,525
純資産合計	**5,051,951**
負債純資産合計	**10,495,048**

損益計算書（2023年8月1日から2024年7月31日まで）

(単位：千円)

科目	金額
売上高	**5,898,668**
売上原価	**5,038,471**
売上総利益	**860,197**
販売費及び一般管理費	**1,048,386**
営業損失	**△188,189**
営業外収益	**230,814**
受取利息	679
受取配当金	6,739
受取賃貸料	5,450
技術指導料	72,000
為替差益	4,288
補助金収入	122,702
その他	18,954
営業外費用	**70,867**
支払利息	43,196
支払手数料	1,999
損害賠償損失	11,436
その他	14,234
経常損失	**△28,242**
特別利益	**8,979**
投資有価証券売却益	8,664
固定資産売却益	314
特別損失	**19,759**
固定資産除却損	19,759
税引前当期純損失	**△39,023**
法人税、住民税及び事業税	7,599
法人税等調整額	△5,707
当期純損失	**△40,915**

株主資本等変動計算書（2023年8月1日から2024年7月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	962,200	870,620	28,178	3,470,058	3,498,236	△125,507	5,205,549
当期変動額							
剰余金の配当				△46,157	△46,157		△46,157
当期純損失				△40,915	△40,915		△40,915
自己株式の取得						△135,051	△135,051
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	–	–	–	△87,072	△87,072	△135,051	△222,123
当期末残高	962,200	870,620	28,178	3,382,986	3,411,164	△260,558	4,983,425

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	64,509	5,270,058
当期変動額		
剰余金の配当		△46,157
当期純損失		△40,915
自己株式の取得		△135,051
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,016	4,016
当期変動額合計	4,016	△218,107
当期末残高	68,525	5,051,951

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年９月13日

株式会社山王
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　東京事務所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　**木 村 純 一**
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　**中 村 大 輔**

監査意見

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社山王の2023年８月１日から2024年７月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山王及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。

監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年９月13日

株式会社山王
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　東京事務所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　**木 村 純 一**
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　**中 村 大 輔**

監査意見

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社山王の2023年８月１日から2024年７月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年８月１日から2024年７月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行について監査をいたしましたので、その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに取締役会その他重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について説明・報告を受けました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年９月17日

株式会社山王　監査等委員会

常勤監査等委員　**渡邊和久**　㊞

監査等委員　**肥後治樹**　㊞

監査等委員　**神 尾 諭**　㊞

(注) 監査等委員 肥後治樹氏及び神尾　諭氏は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会場

横浜市西区南幸二丁目16番28号
HOTEL THE KNOT YOKOHAMA（ホテル ザ ノット ヨコハマ）
2階「KING & QUEEN」（キング アンド クィーン）
TEL　045－311－1311（代表）

交通

JR各線、東急東横線、横浜市営地下鉄ブルーライン、京浜急行線、相鉄線、
みなとみらい線、横浜駅西口より徒歩5分

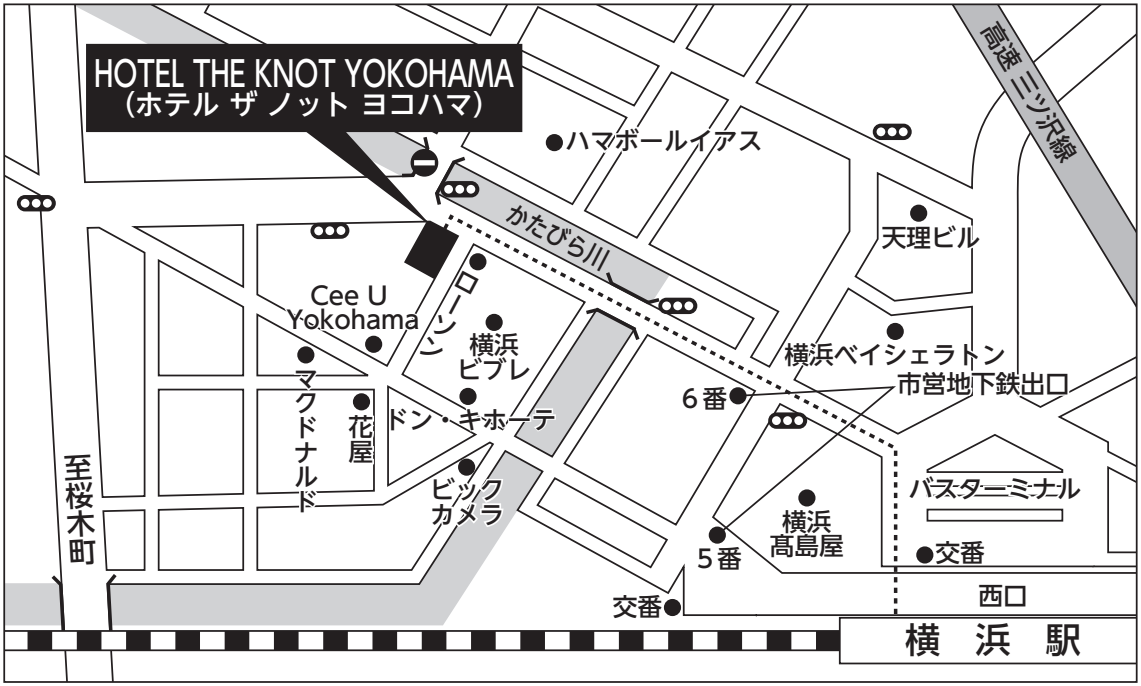

当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

ミックス
紙 | 責任ある森林管理を支えています
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。